

年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

1 目 的

毎年この時期には、夕暮れ時や夜間にかけて重大事故に繋がるおそれのある交通事故が多発し、歩行中の死亡事故が増加することが懸念されることから、県民総ぐるみで、それぞれの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故の防止を図ることを目的に実施する。

2 期 間

平成24年12月10日（月）から平成25年1月7日（月）までの29日間

3 運動のスローガン

ゆうやけが きえないうちに ライトオン

4 運動の基本

高齢者の交通事故防止

5 運動の重点

- (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- (2) 飲酒運転の根絶
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

6 運動の重点実施事項

別紙のとおり

7 運動の進め方

- (1) 各推進機関・団体は、運動期間中の12月10日（月）を県下一斉広報強化日とし、イベント等の行事を開催するなど、広く県民に対し、この運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携して効果的な運動の推進に努める。
- (2) 東日本大震災等により被災した市町村又は避難者受入先の市町村及び関係機関並びに各地方振興局は、相互に連携し、仮設住宅等における訪問指導、交通安全教室の開催、広報誌・交通事故危険地点マップ・チラシの配布や掲示、広報車による広報活動等に努める。

8 主 唱

福島県
福島県交通対策協議会

9 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体
地方交通対策協議会構成機関・団体
市町村
市町村交通対策協議会構成機関・団体

10 実施計画・実施結果の報告

(1) 県交通対策協議会各委員

(ア) 実施計画

別紙様式第1号により、12月3日(月)までに県交通対策協議会長(事務局：県生活交通課)あてに実施計画を報告する。

(イ) 実施結果

別紙様式第2号により、平成25年1月25日(金)までに県交通対策協議会長(事務局：県生活交通課)あてに実施結果を報告する。

(2) 各市町村・各市町村交通対策協議会

(ア) 実施計画

別紙「様式第3号」により、11月28日(水)までに地方交通対策協議会長(各地方振興局長)あてに実施計画を報告する。

(イ) 実施結果

別紙「様式第4号」により、平成25年1月18日(金)までに各地方交通対策協議会長(各地方振興局長)あてに実施結果を報告する。

(3) 各地方振興局・各地方交通対策協議会

(ア) 実施計画

別紙「様式第1号」により、12月3日(月)までに県交通対策協議会長(事務局：県生活交通課)あてに実施計画を報告する。

また併せて、管内各市町村が策定した実施計画(別紙「様式第5号」)を取りまとめ、県交通対策協議会長(事務局：県生活交通課)あてに報告する。

(イ) 実施結果

別紙様式第2号により、平成25年1月25日(金)までに県交通対策協議会長(事務局：県生活交通課)あてに実施結果を報告する。

また併せて、管内各市町村の実施結果(別紙様式第6号)により取りまとめ、県交通対策協議会長(事務局：県生活交通課)あてに報告する。

基本実施事項

運動の基本	高齢者の交通事故防止
共通実践内容	<p>(1) 高齢者を交通事故から守り、保護するという思いやり気運の醸成に努めましょう。</p> <p>(2) 高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、交通事故に遭わない・起こさない行動を習慣付けましょう。</p>
家庭では	<p>(1) 高齢者に関わる事故の事例や地域の危険箇所等について話し合い、家族ぐるみで、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践の習慣付けを励行しましょう。また、高齢者が外出する際には、事故に遭わない、事故を起こさないよう、家族みんなで交通安全について「声掛け」をしましょう。</p> <p>(2) 高齢者が夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいよう目立つ服装をし、衣服や持ち物に夜光反射材を取り付けるようにしましょう。また、こうした夜光反射材を玄関等に置き、外出するときは必ず着用できるようにするなど、夜光反射材の活用を心掛けましょう。</p> <p>(3) 高齢者が外出する際には、暗くならない内に帰宅するよう、家族ぐるみで声を掛けましょう。</p>
地域では	<p>(1) 高齢者交通安全指導隊、交通安全母の会等による高齢者家庭訪問活動などを実施するとともに、各種行事・会合や、家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用し、高齢者の交通事故防止についての啓発に努め、地域ぐるみで交通事故防止を図りましょう。</p> <p>(2) 高齢者を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教室等を開催し、高齢者への交通安全教育の充実を図りましょう。また、交通安全教室等に参加しない、できない高齢者に対しては、個別訪問活動や高齢者が集まる機会に積極的に出向く出前型交通安全教室を推進しましょう。</p> <p>(3) 高齢者への夜光反射材の普及活動に当たっては、相手の承諾を得た上で、靴への夜光反射シールの直接貼付活動や所持品への夜光反射材の直接取付活動を行うなど、配布物品の有効活用を図りましょう。</p> <p>(4) 仮設住宅に入居している高齢者に対しては、受入市町村と避難市町村の交通関係機関・団体が連携し、住宅への直接訪問を通じての上記夜光反射材の直接貼付・取付活動を行うほか、交通事故危険地点マップやチラシの配布等を行いましょう。</p>
職場では	<p>朝礼や打合せなどの際に交通安全を呼び掛けるとともに、交通安全講習会等を開催し、高齢者の行動特性・運動能力等について理解を深め、思いやりのある運転を励行しましょう。</p>
高齢運転者は	<p>(1) 参加・体験・実践型の交通安全教育や運転適性検査を積極的に受け、自分の運転能力に応じたゆとりある運転を行いましょう。</p> <p>(2) 70歳以上の方は、車を運転するときは高齢運転者標識（高齢者マーク）を車に付けましょう。</p>
一般の運転者は	<p>高齢歩行者、電動車いす利用者を見掛けたら、まず減速して安全を確認しましょう。また、高齢運転者標識（高齢者マーク）・聴覚障がい者標識を付けた車両に対しては、思いやりを持って運転しましょう。</p>

重 点 等 実 施 事 項

運動の重点	1 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
共通実践内容	<p>(1) 「P M 4 (ピ-エム-フォー)ライトオン運動」に取り組みましょう。</p> <p>(2) 夕暮れ時から夜間に掛けて高齢歩行者等が被害に遭う重大事故が多いことから、ドライバーは速度を落とし、上向きライトを基本にし、早めの発見を心掛けましょう。また、歩行者等は車のライトが見えたら無理な横断はしないことを心掛けましょう。</p> <p>(3) 朝・夕の凍結によるスリップ交通事故防止のため、路面の状態を確認し、慎重な運転を心掛けましょう。</p> <p>(4) 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中は夜光反射材等の着用を習慣付けましょう。</p>
家庭では	<p>(1) 夕方や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように、明るい色の服装にすることや、衣服や持ち物などに夜光反射材を取付ることを家族全員で心掛けましょう。</p> <p style="padding-left: 2em;">特に子どもや高齢者に対しては、外出の際の服装や夜光反射材の装着について家族で声掛けをしましょう。</p> <p>(2) 自転車の正しい通行方法、子どものヘルメット着用、ライト早め点灯、整備点検の実施等について、家庭で話し合い、習慣付けましょう。</p>
学校では	<p>(1) 児童や生徒に対して、夕方や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように、明るい色の服装にすることや、衣服や持ち物などに夜光反射材を取付ることを指導しましょう。</p> <p>(2) 児童や生徒の自転車事故を防止するため、ライトの点灯、左側通行、運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止など、自転車教室を通じた正しい交通ルールやマナーの遵守指導を行うとともに、登下校の街頭指導を行いましょう。</p>
地域では	<p>(1) 各種行事・会合や、家庭向け広報媒体（回覧板、チラシ）を活用し、夜間時の服装の色による見え方の違いや夜光反射材の効果及び活用の啓発に努めましょう。</p> <p>(2) 夕方の早めライト点灯、原則上向きライト（幻惑防止のためのこまめな上下切替え）及び夜間のスピードダウンを地域ぐるみで励行しましょう。</p>
職場では	<p>(1) 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の交通事故の危険性を認識・理解させるとともに、夕方早めのライト点灯、原則上向きライト（幻惑防止のためのこまめな上下切替え）及び夕方・夜間のスピードダウンを指導しましょう。</p> <p>(2) 自転車通勤者に対して、ライトやブレーキ、タイヤなどの整備点検の実施や、自転車への夜光反射材の取付、夕方の早めのライト点灯を指導しましょう。</p>
運転者は	<p>(1) 視認性を高め、また、自分の車の存在を他者に知らせるためにも、夕方は早めにライトを点灯しましょう。</p> <p>(2) 夕方・夜間の運転の際は、道路横断中の歩行者等との衝突事故防止のため、原則上向きライト（幻惑防止のためのこまめな上下切替え）を励行しましょう。</p> <p>(3) ライトの照射距離、照射範囲に限界があること、これに伴って、横断歩行者等の発見が遅れることを認識し、昼間と同じ感覚での運転を避けましょう。</p> <p>(4) 夕方・夜間の運転の際は、スピードを控えめにし、しっかりと目配りするなど、安全運転を心掛けましょう。</p>

<p>自転車の 利用者は</p>	<p>(1) 自転車は、「車両」であることから、車道の左側を走行しましょう。ただし、次のような場合には歩道を自転車で通行することができます。</p> <p>ア 児童（6歳以上13歳未満）や幼児（6歳未満）が運転する場合</p> <p>イ 70歳以上の者が運転する場合</p> <p>ウ 安全に車道を通行することに支障を生じる程度の障害を持つ者が運転する場合</p> <p>エ 車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合</p> <p>(2) 自転車を利用する場合は、正しい通行方法を遵守し、ライトの早め点灯を習得するとともに、夜光反射材の取付けを推進しましょう。</p> <p>(3) 自転車の点検整備を行うとともに、「福島県自転車安全利用五則」を始めとした交通ルールを守り、また、正しい自転車利用マナーを実践しましょう。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">【福島県自転車安全利用五則】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、原則車道を左側通行、歩道は例外 2 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 3 信号遵守と一時停止・安全確認 4 安全ルール・マナーを守る <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯・反射材着装 ○ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める </div>
----------------------	---

運動の重点	2 飲酒運転の根絶
共通実践内容	<p>(1) 飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを認識し、飲酒運転の根絶を推進しましょう。</p> <p>(2) 飲酒を伴う各種行事や会合等には、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ない場合は、ハンドルキーパーを決めておく等、飲酒運転をしないようにしましょう。</p> <p>(3) 飲酒運転だけでなく、飲酒運転を助長する行為（車両提供、酒類提供、車両同乗）についても、絶対にしないようにしましょう。</p>
家庭では	<p>(1) 飲酒運転による交通事故を起こした時の責任の重大さについて、家族全員で話し合い、飲酒運転を許さない環境づくりに努めましょう。</p> <p>(2) 飲酒が予想される会合などには車で出掛けられないなど、飲酒運転の根絶に努めましょう。また、飲酒運転を助長する行為をすれば、厳罰を受けることも話し合いましょう。</p>
学校では	<p>(1) 職員・保護者が一体となり、飲酒運転の根絶に積極的に取り組むよう働き掛けましょう。</p> <p>(2) 飲酒運転の悪質性・危険性について、児童・生徒に学習させるとともに、保護者等へ呼び掛けましょう。</p>
地域では	<p>(1) 飲酒を伴う各種行事や会合等には、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ない場合は、ハンドルキーパーを決め、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。</p> <p>(2) 飲食店、酒類販売店等では、ハンドルキーパー運動を推進するなど、飲酒運転の根絶を推進しましょう。</p> <p>(3) 各種行事・会合等の機会に、飲酒運転の危険性、事故を起こしたときの責任等について話し合い、飲酒運転の根絶を推進しましょう。</p>
職場では	<p>(1) 各種会議などの場において、飲酒運転の危険性、事故を起こしたときの責任等について話し合い、飲酒運転の根絶を推進しましょう。</p> <p>(2) 自動車運送事業者営業所等においては、点呼時などに、アルコール検知器を活用するなど、飲酒運転根絶に向けた対策を徹底しましょう。</p> <p>(3) 飲酒を伴う会合等には、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ない場合は、ハンドルキーパーを決めておく等、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。</p>
運転者及び自転車利用者は	<p>(1) 飲酒運転の悪質性・危険性、事故責任の重大性を十分認識し、運転者としての責任を自覚しましょう。</p> <p>(2) 飲酒後は相当の時間が過ぎない限り、アルコールが体内で分解されないことを認識し、前日の晩に飲み過ぎた場合は、翌朝の運転を控えましょう。</p> <p>(3) 自転車も飲酒運転になることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。</p>

運動の重点	3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の徹底
共通実践内容	シートベルト、チャイルドシート着用の効果、必要性を認識し、車に乗ったら必ず、全ての座席でシートベルト、チャイルドシートを正しく着用しましょう。
家庭では	(1) シートベルトとチャイルドシートの着用の効果と必要性について話し合い、後部座席を含めた正しい着用の実践と習慣付けを図りましょう。 (2) 幼児・児童を同乗させる場合には、体格に合ったチャイルドシートを正しく使用するとともに、座席への正しい取付を徹底しましょう。
学校では	(1) 児童・生徒に対して、シートベルトとチャイルドシートの着用の効果と必要性を指導し、車に乗るときは、後部座席も含めて、シートベルト（チャイルドシート）を着用するよう指導しましょう。 (2) 学校行事や部活等で貸切バスを使用する際は、シートベルトを着用するよう指導しましょう。 (3) 「家庭の交通安全推進員」等の制度を積極的に利用し、児童・生徒自らが、家族に対し、シートベルト着用の呼び掛けを行うよう指導しましょう。 (4) 保護者に対して、シートベルト・チャイルドシートの必要性と正しい使用について働き掛けましょう。
地域では	(1) 各種行事・会合や、家庭向け広報媒体（回覧板・チラシ）を活用し、シートベルトとチャイルドシート着用の効果と必要性について啓発に努めるとともに、地域全体で着用の気運を高めましょう。 (2) 幼稚園、保育所、産院等においては、チャイルドシート指導員、販売員等と連携し、子どもと母親（保護者）と一緒に学ぶ交通安全教室を開催するなどして、チャイルドシートの正しい着用の一層の推進に努めましょう。 (3) 妊娠中の方は、産婦人科医の指導に基づき、正しいシートベルト着用を努めましょう。 (4) タクシーや観光バス等を利用する際には、シートベルトを着用しましょう。
職場では	(1) 朝礼、日常点検等でシートベルトの着用効果の周知に努めるとともに、乗車の際は、運転席・助手席の場合はもちろん、後部席でも必ずシートベルトを着用する習慣化を図りましょう。 (2) 交通安全講習会などを開催し、シートベルトとチャイルドシートの着用の効果・必要性について啓発に努めましょう。
運転者は	(1) シートベルトを自ら正しく着用するとともに、乗車の際は、後部座席を含めた同乗者全員にシートベルト（チャイルドシート）を着用するよう声を掛け、着用を確認してから発車しましょう。 (2) 運転の際は、後部座席を含めて、全員がシートベルトを着用したのを確認してから発車しましょう。 (3) タクシーや観光バスなどの旅客業者は、出発前にシートベルト着用の呼び掛けをするなど、乗客が着用するよう働き掛けましょう。

関係機関・ 団体では	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">県・市町村（交通対策協議会）</div>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 関係機関・団体に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動の実施 2 県民、地域住民に対する広報活動(広報車、広報紙、防災無線等)の実施 3 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">教育委員会</div>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施 2 各種教材を活用した交通安全教育の促進 3 P T A 等関係機関・団体に対する協力要請
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">警察</div>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通指導取締り 2 交通事故情報等の提供
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">道路管理者</div>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 交通安全施設の点検 2 各種装置による道路情報等の提供
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">交通安全協会など県交通対策協議会構成団体</div>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力 2 会員・所属職員に対する運動の周知徹底